

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和元年7月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1900087 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1900028 号

## 第 1 結論

請求者の A 病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 53 万円とすることが必要である。

平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は平成 3 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月末日まで、B 大学から派遣され A 病院に常勤の医師として勤務したにもかかわらず、ねんきん定期便の加入履歴によると同病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 5 年 3 月 31 日と記録されている。同病院に問い合わせたところ、当該資格喪失年月日は間違いであることが確認されたので、平成 5 年 4 月 1 日を資格喪失年月日とした「健康保険資格喪失証明書」を発行してもらった。請求期間を被保険者期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 病院から請求者に発行された「健康保険資格喪失証明書」、同病院の回答及び同病院に請求者を派遣していた B 大学から提出された人事記録により、請求者は請求期間において A 病院に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 病院から提出された請求者の給与支給明細書によると、請求期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、53 万円（請求期間当時の厚生年金保険の最高等級）であることが確認できる。

一方、前述の給与支給明細書によると、請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として、請求者の A 病院における厚生年金保険被保険者資格の喪

失年月日を平成5年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。